

# 平成29年度米沢市特定教育・保育施設等保育料

## 【 1号認定 】

平成29年4月1日から

児童の属する世帯の階層区分		保育料（月額）		
		3歳以上		
		第1子	第2子※1	第3子※2
A	生活保護世帯	円 0	円 0	円 0
B	市民税所得割非課税世帯 (ひとり親世帯等※3)	0	0	0
	市民税所得割非課税世帯 (上記以外の世帯)	2,800	0	0
市民税所得割課税世帯				
C	市民税所得割課税額 48,600円以下の世帯 (ひとり親世帯等※3)	3,000	0	0円 最も年長の子 どもから数え て3番目以降 の場合に適用
	市民税所得割課税額 48,600円以下の世帯 (上記以外の世帯)	11,000	5,500	
D1	48,601円以上～ 77,100円以下 (ひとり親世帯等※3)	3,000	0	D1階層 77,100円 以下まで
	48,601円以上～ 77,100円以下 (上記以外の世帯)	13,000	6,500	
D2	77,101円以上～ 211,200円以下	18,000	9,000	0円 小学校6年生まで の子どもから数え て3番目以降の 場合に適用
D3	211,201円以上	23,000	11,500	

### <備考>

- ・保育料の階層は、支給認定保護者及びその配偶者、その他の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限り）の市町村民税所得割額の合計で決まります。
- ・毎年9月が保育料の切り替え時期となります。4月から8月までは前年度（28年度）、9月から3月までは当該年度（29年度）の税額で算定します。税額を計算するときには、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金特別税額控除等（調整控除以外）の控除は適用になりません。
- ・月途中で幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）への入園又は退園の場合は、在籍日数に応じた保育料となります。
- ・保育料とは別に、通園バス代、施設整備費、給食代等、各施設で設定する費用があります。

### ※1 ※2 第2子・第3子の該当

所得割額77,100円を基準に数え方が異なります。

#### 【77,100円以下の世帯】

世帯の最も年長の子どもから数えて2番目・3番目になる子ども

#### 【77,101円以上の世帯】

第2子 世帯の小学校3年生までの子どもから数えて2番目になる子ども

（就学前のお子さんの場合は次の施設等を利用する子どもに限り）

幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業等、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設、児童発達支援もしくは医療型児童発達支援

第3子 世帯の小学校6年生までの子どもから数えて3番目になる子ども

### ※3 ひとり親世帯等の該当

ひとり親世帯・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯